

## 西郷村訪問介護事業所緊急支援金 Q&A

Q1.「事業所から直線距離 5km」の判断基準を詳しく教えてください

A1.訪問介護事業所として指定を受けている所在地を起点とし、サービス提供地までの直線距離が 5km 以上となる場合に支援対象とします。5km 以上かどうかの判断は事業者が行い、申請をお願いします。(村は申請受付後に必要に応じて距離要件の確認を行います。村ではインターネット上に公開される「GoogleMap」を使用して計測しますので、同じサイトを使用していただくことで齟齬が無くなるものと考えます。)

Q2.支援額の加算の判断は何を基準とするのか

A2.○令和 8 年 3 月の段階で訪問介護サービスを利用していない被保険者へ新たにサービス提供することになった場合は、1 回毎に加算対象となります。

○令和 8 年 3 月の段階で訪問介護サービスを利用していた被保険者の場合は、3 月に適用されたケアプランにおける訪問介護サービスの頻度を基準とし、4 月以降のケアプランで頻度が増えた場合に、増加したサービス実施回数分が加算対象となります。

(例. 週 1 回→週 2 回の場合、増加した 1 回が加算対象)

Q3.「通院等乗降介助」で 1 回の通院のために往復でサービス提供を行った。訪問介護サービスとしては 2 回の報酬算定となるが、支援金の該当は何回か。

A3.「自宅→病院」、「病院→自宅」の 2 回それぞれ支援金の該当となります。1 回の外出で 2 カ所の通院を行う場合など「自宅以外→自宅以外」については対象となりません。

Q4.総合事業の訪問サービスは支援金の対象か

A4.対象となりません。介護報酬の減額改定の影響を受けている「訪問介護」について支援することが目的の一つと考えているためです。

Q5.介護報酬が減額されたものには、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、定期巡回）」「夜間対応型訪問介護」も含まれるが支援対象としないのか

A5.「夜間対応型訪問介護」は村内に指定を受ける事業所がなく制度設計時点の給付実績からサービスを受ける村民がいないことから対象としないものです。

「定期巡回」は村内で1事業所が指定を受けていますが、今回の遠方へのサービス提供に対する支援という方向性から制度設計時点で対象者がいなかったことと、事業所の事務負担を考慮しできるだけ簡便な制度とするため「訪問介護」に限定したものです。

Q6.支援金の期間は令和9年3月までとなっているが延長はないのか。

A6.令和9年度からの次期介護保険事業計画期間での介護報酬改善を見込み、令和8年度までの支援を検討しています。（単年度予算のため現段階では令和8年度分となります。）

いずれ支援が終了することを見込んだ経営改善（サービス提供ルートの組替え、他事業所との連携による効率化など）に取り組んでいただくことで、地域の訪問介護サービスの維持につなげていきたいと考えています。